

単品スライド条項に基づく変更手続きの簡素化

○ 契約後の資材価格変動に対応する単品スライドは、通常、搬入月毎の数量と材料単価を把握するため、証明書類(納品書、領収書等)をとりまとめ・提出する必要がある。



○ 平成26年2月から、発注者が出来高報告書等を用いて官積算によりスライド額を算出することで、単価や数量に係る証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、受発注者の負担を軽減し、簡素化を図る。

■対象地域: 東日本大震災 被災三県(岩手県、宮城県、福島県)を施工地域とする公共工事

■スライド額算出方法:

スライド額 = (価格変動後の金額 - 価格変動前の金額) - (請負代金額 × 1 / 100)

価格変動後の金額算出方法を次のとおりとする。

	価格変動後の金額の算出方法 (Σ単価 × 数量)		
	単価	数量	
現行	搬入月の実勢単価 搬入月の購入単価	搬入月毎の数量 (提出された証明書類で確認)	安価な方を採用 (受発注者の負担大)
簡素化	出来高増加月※の実勢単価	出来高増加量※から 算出される搬入月毎の数量	実勢価格等 官積算により算出 (受発注者の負担減)

※出来高報告書等の発注者が有する情報により出来高増加月や出来高増加量を把握